

東地デ3第118号
令和3年9月29日

組合員 賛助会員 各位

東京地方税理士会
データ通信協同組合
理事長 落合俊彦

緊急事態宣言解除に伴う 組合事務局の対応について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃は達人システムをご利用下さり誠にありがとうございます。
また、緊急事態宣言による事務局対応にご協力下さり、重ねて感謝申し上げます。
緊急事態宣言も10月1日によく解除されることとなりました。本件については、まだ予断の許さない状況ではありますが、組合事務局の営業時間及び体制について感染防止対策を行ったうえで、10月1日（金）からは、通常営業に戻します。詳しくは、下記をご参照下さい。

記

1. 組合事務局の対応

令和3年10月1日（金）～ （土日祝祭日はお休みです。）

営業時間：午前9時～午後5時まで （12時～1時は、昼休憩となります。） いたします。

(1) サポートセンターについて

通常通り、事務局にて対応いたします。お電話でのお問合せを受け付けます。

ただし、混雑状況によっては、折返しとさせていただきます。

問合せ電話番号：0120-22-0537（センター）又は045-243-0561（代）
メール・FAXでの問合せにつきましても、このまま継続いたします。

(2) ソフトウェア等の納期について

通常通りの納期で対応可能です。

パソコン等ハードウェアについては、引き続きお時間が掛かる状況です。

2. お問合せ

本件に関するお問い合わせは、事務局 045-243-0561(代) 事務局長 土屋 芳夫

以上